くろしの

編集・発行: 杉並区立消費者センター 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階 tel.03-3398-3141



すぎなみ



2024. 3 NO. 339

*...

新生活で

SNSきっかけで

悪質商法にだまされないで!

一人で悩まず、すぐ相談

生活環境等が変化する新年度、期待や不安につけ込む様々な契約トラブルが起きています。事前に手口を知って被害に遭わないように備えましょう。

(①実際に会って気を許しがちな勧誘に注意

- ●アンケートに協力して連絡先を教えたら、怪し いセミナーの勧誘が来るようになった。
- ●高校時代の友人に「食事に行こう」と誘われて、「会員になって、健康食品を知り合いに売るだけで簡単に儲かるバイトがある」という話にのったが、話とは違いまったく儲からず、残ったのは商品の在庫と借金だけだった。



②SNSを利用した勧誘に注意

- ●マッチングアプリで知り合った女性から「2人の将来のために」と投資をするよう勧誘され、指示通り投資したら利益が出た。出金しようとしたが手数料など次々に費用を請求された。結局、出金できないまま相手とも投資会社とも連絡が取れなくなった。
- ●SNSで「稼ぎ方を教えます」と誘われた。入会 金約30万円を支払って入会したが、いっこうに儲 からない。その後、「知り合いを勧誘して会員を増 やせば収入が得られる」と説明された。



③開運や悩みにつけ込む勧誘に注意

- ●突然夫が亡くなり家族の問題で悩んでいたところ、近所の方に声をかけられた。「献金すれば運勢が上がる」と言われ合計1000万円以上の寄付をしてしまった。
- ●無料の占いサイトに登録したら、有名占い師を 名乗る者に「あなたは素晴らしい金運を持ってい る」と有料で金運情報を得られるというサイトに 誘導された。「あと少しでお金を手に入れられる」 「今やめたら不幸になる」などと言われ、やりとり を続けるために高額なお金を支払ってしまった。



あれ? おかしいと思ったら…

☆身近な人からの勧誘でも毅然と断る!

たとえ親しい人からの勧誘であっても、気の進まない勧誘や必要のない契約であれば「いりません」 「興味ありません」「お断りします」とはっきり伝えましょう。

☆うまい話はうのみにしない!

「簡単にもうかる」「人を紹介すれば報酬が得られる」など、副業や投資などのもうけ話をしつつ、「もうけが出たら返済すればいい」と初期費用などの名目で借金をさせる手口が目立ちます。「みんな借りている」などと言われてもうのみにせず、借金をしてまで副業や投資をすることはやめましょう。

☆個人情報と自分を守る!

「寄付」「献金」は、お金を多く払うことで、運が開けたり幸せになったりするわけではありません。 不安につけ込む話をする相手からはすぐに離れましょう。また、無料の占いサイトだからと言って気 軽に氏名や生年月日などを入力することは避けましょう。一度、個人情報を渡してしまうと、取り戻 すことはできません。

少しでも 「おかしいな」 と思ったら、消費者センターに相談を!

相談する前にできるだけ用意しておきましょう

- ◆契約書や約款など ➡ 契約内容がわかるもの
- ◆請求書や領収書など → 契約金額がわかるもの
- ◆パンフレットや広告、Web サイトの URL メールやスクリーンショットなど ➡ きっかけや 取引状況がわかるもの

※サイトやSNS上でのやりとりは退会をすると確認できなくなる場合があります。 スクリーンショットなどで残しておきましょう。

法テラス「霊感商法対応ダイヤル」0120-005931

霊感商法等のトラブルでお悩みの方に相談窓口情報をご案内するフリーダイヤルです。

出典・参考:消費者庁、国民生活センター(見守り新鮮情報、くらしの豆知識)

2023年 杉並区消費者グループ連絡会活動報告

杉並区消費者グループ連絡会は、消費者問題、環境問題について活動するグループや生協など10団体で構成されており、学習会や上映会を開催し、環境や食をめぐる問題について考えています。また、毎月の定例会では消費者センターと保健所から消費者トラブルや食中毒、感染症などの情報提供があり、意見交換をしています。

学習会「ごみの行方を知ろう」 2月5日

杉並区清掃事務所職員から、ごみの収集からその行方について、紙、ビン、缶等の資源ごみのリサイクルの状況を解説してもらいました。 缶は水でゆすいで出す、生ごみは水を切って出すなどの注意がありました。また不燃ごみの埋め立て場所の限界が近づいていることなど、考えなければならない課題も学びました。



「希望の給食」上映会と制作者のお話 6月3日

学校給食は食を提供すると同時に、どのような食習慣を身につけるかの教育の一環です。地域の環境保全を模索する中で有機米作りや有機農業に取り組んでいる事例や、地場産の野菜等の食材を用いた手作り給食が紹介されました。また講師からは農業者、消費者、JAの協力で地域活性化を図ることの意義が語られました。

杉並清掃工場見学 6月22日

高井戸にある杉並清掃工場を見学しました。焼却時に発生する熱を利用した発電施設があり、清掃工場は発電所でもあります。また焼却で沸かした温水を、隣の高井戸地域区民センターのプールに供給しています。

上映会「百姓の百の声」 10月28日

後継者不足、耕作放棄地の拡大、種苗法の改正など危機にある日本の農業ですが、知恵と工夫で希望のある営みを各地でくり広げるお百姓さんたちを取材した映画でした。観察し、記録をとり、データ管理も活用して失敗してもへこたれない強さをもつ農業者の底力が描かれています。知恵や技術を仲間と共有し、次世代に伝えることは、天候や害虫によって農作物の出来が左右されることへの取り組みでもあります。



令和6年度に対する予算要望書を区長に提出 11月6日

1.給食が無償化になっても楽しい給食、充実した食事内容を維持すること 2.使用済み紙おむつの再利用 3.省エネ・環境保全に向けた助成金制度のリスト化 4.自転車駐輪場を増やすことの4点を要望しました。どの要望も前向きにとらえる内容の回答があり、今後の区行政に反映されることを見守ります。



消費者の権利 …… 2004年に制定された消費者基本法の基本概念です

- ①安全が確保される権利 ②選択の機会が確保される権利 ③必要な情報が提供される権利
- ④教育の機会が確保される権利 ⑤意見が反映される権利 ⑥適切かつ迅速に被害から救済される権利

特別相談を実施します

杉並区立消費者センターでは、以下の日程で東京都と共同し、特別相談を実施します。 相談はいずれも無料です。まずはお電話でご相談ください。

- 杉並区立消費者センター ☎ 03-3398-3121平日 午前9時~午後4時(杉並区民の方がご利用になれます)
- 東京都消費生活総合センター **☆ 03-3235-1155** 月~土曜日 午前9時~午後5時

3/4(月)、5(火) 多重債務110番

借金返済などで困っていませんか。専門家に相談することで必ず解決できます。一人で悩まずご相談ください。

3/11 (月)、12 (火) 若者のトラブル110番

マルチ商法や脱毛、SNS 広告での高額な定期購入に関するトラブルなど、さまざまな相談に応じます。

消費生活パネル展のお知らせ

消費者センターの事業案内や悪質商法による消費者被害防止、消費生活団体の活動紹介、啓発グッズの配布など、くらしに役立つ身近な情報をお届けします。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

日時:3月18日(月)~21日(木) 午前9時から午後5時

(18日は正午から。21日が3時まで。祝日を除く)

場所:区役所1階ロビー

(こんな相談がありました!!)

安くなるはずだったのに高額請求された! 〜光回線サービスの勧誘トラブルに注意〜

相談事例

契約中の大手通信会社の代理店を名乗る人から電話があり、「光回線の利用料が安くなるプランのご案内です。インターネットの通信速度も速くなります。」と言われプラン変更を了承した。後日、契約書が届いて初めて、知らない業者と契約したことが分かった。その上、安くなると言われていたのに、説明されていないオプションがついて月額料が高くなっていた。

消費者へのアドバイス

「光回線」とは、光ファイバーを利用して高速で大容量のデータを送受信するインターネット回線のことです。大手通信会社から光回線サービスの卸売を受けた事業者が、独自のサービスをセットして、様々な料金や契約形態で販売しています。消費者が十分な理解がないまま契約し、トラブルになってしまった事例が寄せられています。

●勧誘してきた事業者名や連絡先など、相手の情報を確認しましょう。

光回線の勧誘には、最初に大手通信会社、または その関連会社と誤解させるように名乗り、契約中の プランの変更と勘違いさせて契約をさせる悪質な事業者もいます。

●「安くなる」という言葉をうのみにしてはいけません。

「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとのセット契約だった場合、今の料金より高くなることがあります。勧誘されてもすぐに返事をせず、毎月の通信料、オプション契約料、工事費や手数料などを確認しましょう。事業者は、原則、契約前に契約内容を明らかにした契約書面を交付する義務があります。内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。

●「契約したけどやめたい…」その時は?

契約書面の受領日を初日とし8日間以内であれば、 理由なく契約を解除できる「初期契約解除制度」が 設けられています。すぐに事業者に申し出ましょう。 それまでに利用したオプションサービス料や工事費、 事務手数料は支払う必要がありますが、契約解除料 (違約金)の支払いは不要です。

●困った時は、消費者センターへご相談ください。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい!

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時~午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29~1/3は休み)

杉並区立消費者センター

IXX

